

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和2年2月28日（令和2年（行情）諮問第117号ないし同第124号）

答申日：令和3年9月16日（令和3年度（行個）答申第240号ないし同第247号）

事件名：平成26年分以降の所得税について、農業所得が赤字で雑所得に該当するとして他の所得との損益通算が否認された事例の事績が記録された調査事務関係書類の不開示決定（不存在）に関する件
平成26年分以降の所得税について、農業所得が赤字で雑所得に該当するとして他の所得との損益通算が否認された事例の事績が記録された調査事務関係書類の不開示決定（不存在）に関する件
平成26年分以降の所得税について、農業所得が赤字で雑所得に該当するとして他の所得との損益通算が否認された事例の事績が記録された調査事務関係書類の不開示決定（不存在）に関する件
平成26年分以降の所得税について、農業所得が赤字で雑所得に該当するとして他の所得との損益通算が否認された事例の事績が記録された調査事務関係書類の不開示決定（不存在）に関する件
平成25年分までの所得税について、農業所得が赤字で雑所得に該当するとして他の所得との損益通算が否認された事例の事績が記録された調査事務関係書類の不開示決定（不存在）に関する件
平成25年分までの所得税について、農業所得が赤字で雑所得に該当するとして他の所得との損益通算が否認された事例の事績が記録された調査事務関係書類の不開示決定（不存在）に関する件
平成25年分までの所得税について、農業所得が赤字で雑所得に該当するとして他の所得との損益通算が否認された事例の事績が記録された調査事務関係書類の不開示決定（不存在）に関する件
平成25年分までの所得税について、農業所得が赤字で雑所得に該当するとして他の所得との損益通算が否認された事例の事績が記録された調査事務関係書類の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表に掲げる文書1ないし文書8（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和元年9月4日付け特定記号A第253号及び同年11月6日付け同第305号により特定税務署長1（以下「処分庁1」という。）が、同年9月5日付け特定記号B第159号及び同年11月7日付け同第184号により特定税務署長2（以下「処分庁2」という。）が、同年9月5日付け特定記号C第5101号及び同年11月8日付け同第5126号により特定税務署長3（以下「処分庁3」という。）が、同年9月5日付け特定記号D第484号及び同年11月7日付け同第584号により特定税務署長4（以下「処分庁4」といい、処分庁1ないし処分庁3と併せて「処分庁」という。）がそれぞれ行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分8」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付書類については省略する。

(1) 審査請求書

「不開示とした理由」欄によれば、「行政文書の名称」欄記載の対象文書は、平成25年分までの保有する行政文書又は平成26年分以降保有する行政文書として該当するものが存在しないということであるが、それは次の理由で信じがたい。

ア 農業をはじめとする事業に係る事業性の判断基準の存在

多数の国税不服審判所の裁決事例において、課税当局が明らかにした見解や、現に処分庁が公文書に明記した農業をはじめとする事業に係る事業性の判断基準は、次の通りである。

所得税法27条1項の規定、及び同施行令63条1号から11号は例示で、12号によれば「対価を得て継続的に行う事業が事業所得にあたる。そして、ある所得が事業所得に該当するか否かは、①営利性及び有償性の有無、②継続性及び反復性の有無、③自己の危険と計算における企画遂行性の有無、④その者が費やした精神的及び肉体的労力の有無及び程度、⑤人的及び物的設備の有無、⑥その者の職業、経験、社会的地位及び生活状況、⑦相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性の有無及び程度等を総合的に考慮し、社会通念によって判断すべきもの」というのである。すなわち、この基準は、農業を含むすべての事業性の判断基準であるという見解であるが、この基準がその通り税務執行の現場に適用されているとすれば、次の矛盾が生ずる。

イ 農業の事業性の判断基準として上記7基準を適用した場合に生ずる矛盾

特定都道府県がホームページで公表する「2015年農林業センサスの結果から－統計調査課 生計農林係」によれば、「専兼業農家数の構成割合」によると、特定都道府県内の農家のうち、83.8%は兼業で、そのうち農業所得を従とする兼業農家は74.9%である。また、「主副業別農家数の構成割合」によると、特定都道府県内の農家のうち29.6%は自給的農家（経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家）である。

この統計から、特定都道府県内の農家のうち、およそ3割の農家は零細な自給的農家であり、かつ、農業所得を従とする兼業農家であることが判明する。そうだとすると、農業所得について、いわゆる農業所得標準が廃止され、平成18年から収支計算による確定申告に移行して久しいが、前者であれば赤字所得はありえなかったであろうが、後者の計算ではかなりの件数に赤字所得が発生し、それが毎年連続するであろうことは、半ば公知の事実である。後者には兼業による所得があることもまた、特定都道府県内では公知の事実であり、その大半は給与所得か公的年金等の雑所得である。

一般的に、特定都道府県では、平日は一般の勤労者と同じように公務員、事務職員、生産工場の工員等として働きながら生計を賄い、朝晩や休日に農作業を行う者が多数いる。そのように他の所得があって、その所得から得た資金を農業作業が短時間で行えるよう高額な農業用機械（田植え機、トラクター、乾燥機等）の設備投資に充てざるを得ず、その資金を稼ぐために兼業に従事せざるを得ないという無限循環ともいえる関係に陥っている。そして、これら高額な設備投資の結果、多額の減価償却費の発生などにより、長期間にわたり収支計算が赤字となるのである。

したがって、これらの事実を前提とすると、毎年、相当数の農業所得の赤字と給与所得等との損益通算がなされた確定申告書が提出されていることが、高い確率で推定される。これらの者に対し、前記の事業性の判断基準が適用されるならば、いくつもの基準を満たすことが困難で、通常の申告審理を行っていけば、一定数の確定申告の是正を求める件数が発生するのが、むしろ自然である。

現行の国税通則法の規定・個人課税事務提要等によれば、修正申告を勧奨すれば、必ず「その事績が記録された調査事務関係書類」が作成されることとなっており、それゆえ、これが全く存在しないことなど、到底考えられない。

ウ 小括

以上を総合すると、原処分結論は、①公文書においては上記7基準を当てはめて農業の事業性の判断をすることになっているが、執行の現場では実際には一切適用していないために、現に該当文書を保有していないか、②一定数の該当文書が保有されているが、不存在としてこれを開示していないか、のいずれかであると考えられる。そうすると、行政機関が公に表示している判断基準の見解と全く異なる取り扱いを、秘かに執行現場で行っているとは考えづらく、①の取り扱いは考えられないから、結局、②に該当するものと考えられ、該当文書は必ず保有されているはずである。

よって、原処分は違法・不当であり、取り消されるべきである。

(2) 意見書

ア 本件対象文書の存否を決定づける最も重要な前提事実は何か

－ 処分庁では農業につき7基準による事業判断が行われているのか？

(ア) 本件対象文書の存否を決定づける重要な前提事実は何か

本件対象文書の存否を決定づける最も重要な前提事実、そもそも、処分庁において審査請求人が各審査請求書で明らかにした7基準（資料1：平成31年に特定税務署長2が「更正の請求に対して更正をすべき理由がない旨の通知書」で明らかにした見解等参照。）による事業判断が、建前はともかく、農業所得に対して実際に行われてきたのかという点にある。

仮に、農業について7基準による事業判断の主張は、更正の請求等に対する更正しない旨の通知等や審査請求段階では行うものの、実際の課税の現場では一切適用していなかったのであれば、そもそも、本件各開示請求の対象となる該当事例は発生せず、対象文書が作成されないのであるから、存在し得ない。そうであれば、対象文書の不存在は明白であるから、引き続き本件各審査を続行する意義すらない。

したがって、処分庁から、まず、農業について7基準による事業判断が実際に行われていたか否かについて、正直かつ真摯で明確な回答を提出させるべきである。

(略) 特定都道府県内で税務署の個人課税部門の職員経験者であった特定業務士に複数確認したところ、少なくとも特定都道府県内では零細な農業所得があつて赤字のため、給与所得等と損益通算する確定申告がなされても、農業である以上事業として認めているから、7基準による事業判断などは行わず、事業該当性を否認することは一切ないとのことであつた。国税内部の意見交換の場で発言し

たこともあるが、その際も「所得税法 27 条 1 項に「農業」は事業と掲記されている以上、規模や損益状況に関係なく農業については「事業」と判断せざるを得ず、損益通算は認められるとの見解だったとのことであった。

以上を踏まえると、そもそも、少なくとも特定都道府県内では農業について 7 基準による事業判断が課税現場では一切行われていないとの見方が正解ではないかと思われる。

(イ) 農業に 7 基準が実際に適用されているとの回答がある場合

仮に、処分庁からの回答は、審査請求人の指摘は当たらないというのであれば、審査請求人が各審査請求書で明らかにした疑問がふつふつとわきあがる。したがって、諮問庁が理由説明書（下記第 3 を指す。以下同じ。）で「処分庁に対し、・・・本件対象文書の保有状況について確認したところ、以下の事実が認められた」と述べ、「処分庁において、本件開示請求を受け、調査関係書類等を確認した結果、次の条件を満たす調査事務関係書類は存在しなかった」という理由説明に疑義が生ずる。諮問庁の理由説明の内容には、対象となる農業所得を有する者が具体的に何件あって、どのような書類をどのような方法で確認したのかが、具体的に説明されておらず、その真偽のほどは限りなく疑わしくなる。

少なくとも、農業所得者が何件存在し、そのうち赤字であったものが何件で、かつ税務調査が行われたものがあるのかどうか。税務調査された上でも是認されたものがあるのかどうか、などの具体的な情報が明らかにされなければ、本当に確認されたのかどうかも含め、諮問庁の説明の真偽が限りなく疑われる。

このような疑問を抱かざるを得ないのは、審査請求人が各審査請求書で明らかにしたように、特定都道府県における農業所得者の大半は兼業であり、その中の約 30% が自給的農家（経営耕地面積が 30 a 未満で、かつ、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家）であって、このような実情に対し 7 基準が適用されたならば、かなりな数の事業該当性が否認されるケースが生ずるであろうことが客観的事実として指摘できるからに他ならない（資料 2：（略）特定都道府県 HP 公表－参照）。

(ウ) 資料 2 による特定都道府県における農業所得者の具体的な検討

すなわち、この資料 2 によれば、平成 27 年のデータでみると、特定都道府県における農業経営体数は 17,759 で、そのうち法人経営体が 591 であるから、個人経営体数は 17,168 である（2～3 頁参照）。

農業経営体の経営耕地面積が 0.3～1.0 ha の経営体が 42.

3%であり、次いで1.0～2.0haの経営体が33.9%を占めており、2.0ha以下の農業経営体で全体の8割弱を占めている（4頁参照）。

特定都道府県では稲作単一経営が14,951経営体で、販売のあった経営体に占める割合は87.4%であり、全国と比べると稲作単一経営の占める割合が最も高くなっている（6頁参照）。

農家数は23,798戸で、このうち販売農家数（経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家）は16,744戸であるから、その他の農家（経営耕地面積が10a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上の世帯）は7,054戸となる（7頁参照）。

販売農家を主副業別にみると、主業農家（いわゆる専業農家）はごくわずかな5.1%で、大半はいわゆる兼業農家であり、販売農家以外の自給的農家は、先に触れたように29.6%＝約30%である（7～8頁参照）。

以上の資料を照らし合わせると、自給的農家は、販売農家以外の農家の条件と重なるから、経営耕地面積が10a以上30a未満、又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上の世帯～50万円未満の農家ということになる。

したがって、審査請求人が各審査請求書で指摘した通り、特定都道府県内の農家のうち、およそ3割の農家は稲作が中心で、年収が15万円以上50万円未満の零細な自給的農家であり、かつ、農業所得を従とする兼業農家である。その多くは、平日は一般の勤労者と同じように公務員、事務職員、生産工場の工員等として働きながら生計を賄い、朝晩や休日に農作業を行う者が多数存在し、上記統計によれば、少なくとも特定都道府県内には7,054戸存在したのである。農業は、その主宰者の所得として確定申告するのが通例であるから、約7,000人の零細かつ赤字申告となる農業所得者が存在していたことになる。

そのような現状にありながら、農業についても7基準による事業判断が課税現場で現に適用されていたということであれば、諮問庁が説明する本件対象文書が皆無であったと言われても、にわかに信じがたいのである。

（エ）資料1の判断基準の農業へのあてはめ

例えば、資料1に示された7つの判断基準の当てはめぶりを、上記自給的農家にそのまま試みれば、その疑いの是非がはっきりする。資料1の5ページのうち3ページによれば、「給与所得を得ている傍ら本件業務（農業のこと）を行って」いたこと、「本件業務にお

ける収入金額を大幅に上回る給与収入を得て生活をしてきた」ことが、事業該当性を否認する判断基準とされる。自給的農家の例では、年収が15万から50万円以下であるから、仮に年間300万円～500万円の給与収入があれば、間違いなくこの判断基準に該当し、事業該当性が否認される。

また「本件業務（農業のこと）の損失が生じているところ、あなたが本件業務によって相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性は低いものと認められ」ることも、事業該当性を否認する判断基準とされている。自給的農家の場合、兼業の維持・確保が優先し、短時間で農作業を行えるようにするために高額な農業機械（田植え機、トラクター、乾燥機等）の設備投資が必要であり、結局減価償却費等の必要経費がかさみ赤字が相当期間続くことが通例である。したがって、この基準が適用されたならば、事業該当性が否認されることは避けえないのである。

（オ）まとめ

以上のとおりであるから、処分庁が、仮に上記（イ）の回答をするのであれば、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、該当する農業所得に係る原始資料を処分庁から提示せしめ、あるいは、確認状況の具体的かつ詳細な報告を処分庁から提示せしめ、真に本件開示請求の対象文書が存在しないのかを確認、吟味されなければ、審査請求人としては到底納得することはできない。

それは、審査請求人が単に疑り深いからではない。上記のとおり、7基準をそのまま農業に適用すれば当然に事業該当性が否認されるという合理的理由が存在し、そうであるにもかかわらず、どの処分庁にも該当する対象文書が一つもないというのは、納得しがたい合理的疑いが現に存在し、かつ政府の農業統計等がそのことを客観的に裏付けているからに他ならない。

イ 理由説明書の原処分の妥当性に対して

（ア）諮問庁の果たすべき役割

本件審査に当たり審査庁である諮問庁は、極めて形式的な進行をこなしているように思えてならない。審査請求人が各審査請求書で、資料を示して具体的に指摘した客観的な対象文書の存在可能性について、全く顧慮していない。一言の弁明もない。

しかも、理由説明書における審理経過も具体性を欠き、ほんとうに誠実に対象文書の存否について、処分庁に対し具体的な指示をして、詳細に再確認させたかどうか疑わしい書きぶりである。

誠実な審査経過であれば、当然に処分庁に対し農業所得の該当者

が何件存在し、そのうち赤字である者が何件で、うち何らかの税務調査（書面，接触，臨場等の区別）が実施されたものが何件で、全て是認されているのかどうか、などの対象文書の存在に係る再確認の結果を報告させているはずである。そうであれば、それ等の具体的事実に裏付けられた諮問に係る理由説明書が提出されて然るべきであるところ、今般提出されたものでは、全く確認作業の裏付けが示されておらず、説得力に欠けるのである。ただ、「ないからない」「ないものはない」「信用しろ」と言っているに過ぎない。

審査庁でもある諮問庁は、情報を独占するだけでなく、審理に係る情報の状況を、疑問を呈する国民の一人として開示請求を行った審査請求人に向かって、真摯に説明すべき義務と責任があるのである。

(イ) 「原処分 of 妥当性」に対して

したがって、諮問庁の形式的な理由説明書による説明だけでは、到底納得しがたい。処分庁の原処分 of 妥当性が吟味・確認されたとは到底言えないのである。

上記ア of 項で指摘した点について、明確な回答を求める。仮に、上記ア (イ) に該当するのであれば、徹底した再確認と、その事跡が具体的に検証できる内容 of 説明を追加すべきである。

ウ 審査会への要請

(ア) 本件を形式的な審査にとどまらせないこと

本件対象文書の存否を決定づける前提事実は、上記アで明らかにした通り、明白である。上記ア (ア) of 現状であれば、審理の続行は無意味であり、そのような確認を諮問庁に行い、その回答を前提にすみやかな諮問に対する答申を実施すべきである。

また、上記ア (イ) に該当するのであれば、上記で明らかにしたように、詳細かつ厳格な再確認と、不存在を納得せしめる客観的な情報の開示を求めたい。それは、上記で指摘した不存在を疑わせる客観的な統計データ等が存在するからに他ならない。

諮問庁は、形式的な理由説明書で済ませようとしているが、本件対象文書の存否に係る厳格で実質的な審査が必要不可欠である。

(イ) 審査会への要請

審査会におかれては、本件対象文書の存否を決定づける前提事実がどこにあるかを明確に把握され、本件対象文書の存否に係る厳格で実質的な審査を先導されるよう要望する。

エ 添付資料 (資料については記載を省略。)

第 3 諮問庁 of 説明 of 要旨

1 本件各審査請求について

本件各審査請求は、法3条に基づく令和元年7月11日付け及び同年9月11日付けの各開示請求に対し、処分庁が行った法9条2項に基づく各不開示決定（原処分）に対し、原処分の取消しを求めるものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、別表の3欄記載のとおりである。処分庁は、原処分において、別表の4欄記載のとおりとしていることから、以下原処分の妥当性について検討する。

3 農業所得と雑所得について

(1) 農業所得

農業所得とは、農産物の生産、果樹の栽培などの事業から生ずる所得をいい、総収入金額から必要経費を差し引いた金額が所得金額となる。農業所得の所得金額が赤字になった場合は、その他の所得の所得金額（黒字）から差し引くことができる（これを、損益通算という。）。

(2) 雑所得

雑所得とは、他の所得に当てはまらない所得で、原稿料、印税などから生ずる所得をいい、収入金額から必要経費を差し引いた金額が所得金額となるが、赤字の場合、所得金額は0円となる。つまり、雑所得から生じた赤字は、他の所得の黒字から差し引くこと（損益通算）はできない。

4 原処分の妥当性について

(1) 原処分1，原処分3，原処分5及び原処分7について

ア 平成23年6月以前に作成された本件対象文書

所得税に係る調査事務関係書類の保有状況について処分庁に確認したところ、調査事務関係書類は調査を実施した事務年度ごとに行政文書ファイルに保存しており、7年の保存期間満了後に廃棄する取扱いとしているとのことであった。このため、処分庁に対し、行政文書ファイル等の廃棄簿書目録の提出を求め、廃棄状況を確認したところ、平成22事務年度（平成22年7月1日から平成23年6月30日まで）に実施した所得税に係る調査事務関係書類の保存期間満了日は平成30年6月30日であり、開示請求日時点において廃棄していること、平成22事務年度より前の事務年度の調査関係書類についても保存期間が満了したため廃棄していることが確認された。

したがって、平成23年6月以前に作成された本件対象文書については、開示請求日時点で保存期間が満了し廃棄しているため、保有していないものと認められる。

イ 平成23年7月以降に作成された本件対象文書

処分庁に対し、平成23年7月以降に作成された本件対象文書の保

有状況について確認したところ、以下の事実が認められた。

処分庁において、本件開示請求を受け、調査関係書類等を確認した結果、次の条件を満たす調査事務関係書類は存在しなかった。

- ① 平成25年分以前の所得税の当初申告において農業所得があり、農業所得を赤字で申告し、かつ、調査等により当初申告の赤字を是正された者
- ② 上記①の農業所得について、雑所得に該当するとして是正された者

したがって、平成23年7月以降に作成された本件対象文書については、作成していないため、保有していないものと認められる。

(2) 原処分2，原処分4，原処分6及び原処分8について

処分庁に対し、本件対象文書の保有状況について確認したところ、以下の事実が認められた。

処分庁において、本件開示請求を受け、調査関係書類等を確認した結果、次の条件を満たす調査事務関係書類は存在しなかった。

- ① 平成26年分以降の所得税の当初申告において農業所得があり、農業所得を赤字で申告し、かつ、調査等により当初申告の赤字を是正された者
 - ② 上記①の農業所得について、雑所得に該当するとして是正された者
- したがって、本件対象文書については、作成していないため、保有していないものと認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、上記判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、処分庁において保有しているとは認められないことから、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和2年2月28日 諮問の受理（令和2年（行情）諮問第117号ないし同第124号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年3月23日 審査請求人から意見書及び資料を収受（同上）
- ④ 令和3年7月8日 審議（同上）
- ⑤ 同年9月9日 令和2年（行情）諮問第117号ないし同第124号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、本件対象文書の保有の有無につき諮問庁に改めて説明を求めさせたところ、諮問庁は、上記第3に補足して、以下のとおり説明する。

ア 所得税に係る調査事務関係書類には、個人課税事務提要に基づき、所得税の税務調査の結果や経過等が取りまとめられた書類、調査過程で収集された書類が調査対象者ごとに編てつされており、審査請求人が本件各開示請求書に例として記載する「一号用紙」及び「調査結果の説明」なども含め全て当該調査事務関係書類に編てつされている。

イ 所得税に係る調査事務関係書類は、令和3年7月6日付け官総8-30「標準文書保存期間基準について（指示）」（以下「指示文書」という。）によると、主に「調査事務関係書類」に分類され、その保存期間は7年、その編さん区分は「事務年度」とされており、平成22事務年度（平成22年7月1日ないし平成23年6月30日）に実施した所得税に係る調査事務関係書類の保存期間は、事務年度末日の翌日である平成23年7月1日ないし平成30年6月30日であったと認められる。

ウ そして、保存期間が満了した所得税に係る調査事務関係書類は、平成23年4月1日付け官総7-8「国税庁行政文書管理規則細則（事務運営指針）」（以下「事務運営指針」という。）により当該廃棄に係る廃棄簿書目録を作成し、廃棄簿書目録と廃棄対象簿書を照合した上で、廃棄することになる。

エ 処分庁において、本件開示請求後、上記ウの廃棄簿書目録を確認したところ、平成22事務年度（平成22年7月1日ないし平成23年6月30日）以前に実施した所得税に係る調査事務関係書類は本件開示請求時点において既に廃棄されていたことが認められた。そうすると、平成23年6月以前に実施した所得税に係る調査事務関係書類は保有していないことが認められる。

オ 他方、平成23事務年度（平成23年7月1日ないし平成24年6月30日）以降に実施した所得税に係る調査事務関係書類について

は、本件開示請求時点において保有していたことから、所得税の申告・納税の事績や各種の情報が蓄積・管理されている国税総合管理システムにより本件対象文書の文言に合致する事例を探索することとした。

まず、国税総合管理システムで「所得税の確定申告において農業所得を赤字で申告し、かつ、調査等により農業所得の赤字が否認された者」を抽出し、その後、抽出された該当者の調査関係書類から、「農業所得が雑所得に該当するとして農業所得の赤字が否認された者」の有無を確認したところ、本件対象文書の文言に合致する事例は存在しなかった。

そうすると、平成23年7月以降に実施した所得税に係る調査事務関係書類には、本件対象文書の文言に合致する事例は存在しないことが認められる。

カ 念のため、本件審査請求を受けた際に、処分庁は、改めて特定税務署1ないし特定税務署4内の書庫及び事務室内を探索したが、特定税務署1ないし特定税務署4において本件対象文書を保有している事実は確認できなかった。

キ したがって、本件対象文書を特定税務署1ないし特定税務署4において保有しているとは認められない。

ク なお、審査請求人は、上記第2の2(2)ア(イ)において、農業について「7基準が適用されたならば、かなりな数の事業該当性が否認されるケースが生ずるであろうことが客観的事実として指摘できる」と主張するが、その所得が事業所得に該当するか否かは、様々な要素を総合的に考慮し、社会通念に沿って判断することから、審査請求人の主張には理由がない。

(2) そこで検討すると、当審査会において、諮問庁から上記(1)アないしウ掲記の個人課税事務提要、指示文書、事務運営指針及び行政文書ファイル等の廃棄簿書目録の提示を受け確認したところ、上記(1)アないしエの諮問庁の説明のとおり記載されていることが認められた。

また、上記(1)オの本件対象文書の探索につき、諮問庁からその探索時に作成した文書の写しの提示を受けて確認したところ、その内容は上記(1)オ記載のとおりと認められた。

そうすると、諮問庁の上記第3及び上記(1)アないしオ及びクの説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も存しない。また、上記(1)カの探索の範囲等も不十分とはいえない。

したがって、特定税務署1ないし特定税務署4において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、特定税務署 1 ないし特定税務署 4 において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第 4 部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別表（本件対象文書）

1 文書	2 原処分	3 文書名	4 原処分における不開示理由
文書 1	原処分 1	特定税務署 1 管内で平成 25 年分までの所得税について、農業所得が赤字で雑所得に該当するとして他の所得との損益通算が否認された事例がある場合、その事績が記録された調査事務関係書類（例えば、「一号用紙」「調査結果の説明書など）	文書 1 のうち平成 23 年 6 月以前の文書 1 は廃棄されており保有しておらず、また、平成 23 年 7 月以降の文書 1 は作成しておらず保有していない
文書 2	原処分 2	特定税務署 1 管内で平成 26 年分以降の所得税について、農業所得が赤字で雑所得に該当するとして他の所得との損益通算が否認された事例がある場合、その事績が記録された調査事務関係書類（例えば、「一号用紙」「調査結果の説明書など）	文書 2 は作成しておらず保有していない
文書 3	原処分 3	特定税務署 2 管内で平成 25 年分までの所得税について、農業所得が赤字で雑所得に該当するとして他の所得との損益通算が否認された事例がある場合、その事績が記録された調査事務関係書類（例えば、「一号用紙」「調査結果の説明書など）	文書 3 のうち平成 23 年 6 月以前の文書 3 は廃棄されており保有しておらず、また、平成 23 年 7 月以降の文書 3 は作成しておらず保有していない
文書 4	原処分 4	特定税務署 2 管内で平成	文書 4 は作成してお

		26年分以降の所得税について、農業所得が赤字で雑所得に該当するとして他の所得との損益通算が否認された事例がある場合、その事績が記録された調査事務関係書類（例えば、「一号用紙」「調査結果の説明書など）	らず保有していない
文書5	原処分5	特定税務署3管内で平成25年分までの所得税について、農業所得が赤字で雑所得に該当するとして他の所得との損益通算が否認された事例がある場合、その事績が記録された調査事務関係書類（例えば、「一号用紙」「調査結果の説明書など）	文書5のうち平成23年6月以前の文書5は廃棄されており保有しておらず、また、平成23年7月以降の文書5は作成しておらず保有していない
文書6	原処分6	特定税務署3管内で平成26年分以降の所得税について、農業所得が赤字で雑所得に該当するとして他の所得との損益通算が否認された事例がある場合、その事績が記録された調査事務関係書類（例えば、「一号用紙」「調査結果の説明書など）	文書6は作成しておらず保有していない
文書7	原処分7	特定税務署4管内で平成25年分までの所得税について、農業所得が赤字で雑所得に該当するとして他の所得との損益通算	文書7のうち平成23年6月以前の文書7は廃棄されており保有しておらず、また、平成23年7月

		が否認された事例がある場合、その事績が記録された調査事務関係書類（例えば、「一号用紙」「調査結果の説明書など）	以降の文書7は作成しておらず保有していない
文書8	原処分8	特定税務署4管内で平成26年分以降の所得税について、農業所得が赤字で雑所得に該当するとして他の所得との損益通算が否認された事例がある場合、その事績が記録された調査事務関係書類（例えば、「一号用紙」「調査結果の説明書など）	文書8は作成しておらず保有していない